

令和 3 年 8 月 17 日  
神奈川県信用農業協同組合連合会

## 未利用口座管理手数料の導入にかかる「貯金規定」の一部改正について

当会では、長期間ご利用のない口座が犯罪で不正利用されることの防止およびサービスの維持向上の観点から、令和 3 年 10 月 1 日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座を適用対象として、「未利用口座管理手数料（以下、本手数料）」を新設いたします。

本手数料の新設に伴い、令和 3 年 10 月 1 日より貯金規定を一部改正いたしますのでお知らせいたします。

改正内容については、定型約款（各種規定）のページをご覧ください。

なお、本手数料は、長期間ご利用のない口座に対して適用させていただくものですが、お預入れやお引出し、口座振替など、日ごろご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

また、令和 3 年 9 月 30 日以前に開設された口座も対象となることはございません。

本手数料の詳細については、「J A バンクにおける未利用口座管理手数料の導入について」をご覧ください。

以上